春秋國人再考

吉本道雅

一

筆者はかつて「春秋國人考」（『史林』六八―五、一九八六）において、『左伝』所見の「國人」につき分析した。前稿では、「國」を諸侯の都城、「國人」をその住人として考察を進めた。前稿の所見のうち、春秋期の政治社会構造に占める國人の役割については、今なお基本的に変更の必要を認めないが、前稿執筆段階において保留していたいくつかの問題につき、今回あらためて考察してみたい。

第一の問題は、『左伝』の資料的性格に関わることである。一体、先秦期の成書が推定される文献は、一部の例外を除き、前漢初年の抄写を契機とする避諱が施されていることが一般である。『左伝』も例外ではなく、『詩』の引用を除けば、邦・國が一対八五三となっており、邦に対する避諱が施されていることは明らかである。従って、現行本『左伝』の「國」には「邦」であったものが混在していることになる。前稿ではこの避諱の問題を放置していたのであり、この点につき、『左伝』の「國」の用例を再検討せねばならない。

第二の問題は、『左伝』に記述されるような春秋期の「國」の起源についてである。王侯の都城という意味での「國」

は、実のところ、西周期の金文や、西周期の文言を多少なりとも保存している可能性をもつ『詩』には少なくとも明示的には認められない。一方で、春秋晩期の文言を保存する可能性をもつ『論語』には、王侯の都城と解しうる「國」が見える。「國」に対するこのような語義の付与が、西周・春秋の間に発生したということになる。こうした事態はいかなる政治社会史的契機をもつのであろうか。

本稿では、この二点につき考察を進めるものとする。

二

先ずは、避諱が施されていない材料に見える「邦」「國」の用例を確認し、それを基準に『左伝』の「國」の用例を検討することが有効であろう。避諱が施されていない材料には、出土文字資料と儒家経伝の一部がある。「邦」につき、経伝における避諱の状況を調査すると表のようになる。[1]

『易彖伝』、『易象伝』、『詩』、『書』（現行本のうち今文と重なる諸篇）、『書序』、『儀礼』、『周礼』（『考工記』除く）、『論語』については、邦・國が並用、あるいは邦が専用されており、避諱を施されていないということになる。「詩書不諱」（『礼記』曲礼上）の具体例である。

これら避諱が認められない諸文献のうち、「邦」「國」の区別が明示されるのが、『周礼』である。『周礼』の記述を春秋期さらには西周期のそれとして扱うことは無論できないが、「邦」「國」の区別を明示する最古の文献には相違なく、それ以前の文献を評価するための叩き台としては充分有効であると考える。

『周礼』の「邦」「國」につき、鄭玄は「大曰邦、小曰國、邦之所居亦曰國」（天官大宰注）と定義する。この定義は、次のような事例に基づくものであろう。先ず、「國」は、

	易経	彖伝	象伝	文言伝	繫辞伝	説卦伝	序卦伝	雑卦伝	詩	詩序	書	書序	儀礼	周礼	考工記	礼記	大戴礼	春秋経	左伝	公羊伝	穀梁伝	論語	孝経
邦	0	4	3	0	0	0	0	0	45	76	63	3	13	162	0	8	2	0	1	0	0	48	0
國	6	2	3	0	1	0	0	0	68	2	25	0	12	361	16	341	103	19	831	177	188	9	5

小司徒之職、掌建邦之教灋、以稽國中及四郊都鄙之夫家九比之数、以辨其貴賤老幼廃疾、凡征役之施舍与其祭祀飲食喪紀之禁令、（地官小司徒）

に、「國中及四郊」と見える「國」、すなわち王城を指す。ついで「邦」については、たとえば、

遺人掌邦之委積、以待施恵、郷里之委積、以恤民之囏阨、門関之委積、以養老孤、郊里之委積、以待賓客、野鄙之委積、以待羈旅、縣都之委積、以待凶荒、（地官遺人）

の「邦」が妥当しよう。ここの「郷里」は、「門関」・「郊里」と連なっていることから、王城の内部、すなわち小司徒の「國中」に当たる。王城から「門関」の「門」を抜けて「郊里」に出るのである。「邦」は、「郷里」「門関」「郊里」「野鄙」「縣都」を包括するものであり、王の全領域を指す。王の支配下にある領域たる「邦」の中に、王城たる「國」が位置する。「大曰邦、小曰國」とはこのことを指す。一方で、「邦」の支配権は王に帰結し、その王の所在が「國」である。「邦之所居曰國」とはそのことを指す。

こうした「邦」「國」の用法は『論語』にも認められる。季氏が魯の「邦域之中」にあった顓臾の征服を図り、これを孔子が「邦分崩離析而不能守也、而謀動干戈於邦内」と批判したという季氏篇に見える「邦」は魯侯の支配下にある全領域を指す。「國」について注目すべきは学而・公冶長・先進に見える「千乗之國」という表現である。前稿で指摘したように、春秋期の諸侯の軍隊は、基本的に専ら「國人」によって編成されていた。領域内の邑独自の軍隊も散見するが、それはむしろ例外的である。従って領域の大小は動員能力に反映されず、晋の如き霸者から莒の如き小國に至るまで、おおむね千乗までの動員能力を有していた。『左

伝』に見える動員数がこれを突破するのは、前五四〇年代に晋が「縣」の兵員を動員しはじめてからである。『論語』の「千乗」は「國人」動員の上限に一致するのであり、従って「千乗之國」の「國」は「國人」の居住する都城の謂に他ならない。

避諱を施されていない文献や出土文字資料の用例から見て、『左伝』の「國」のうち、「相…國」「國君」「國家」などは、全て「相…邦」「邦君」「邦家」であった可能性が大きい。また「〈國号〉國」や「大國」「小國」などについても、「〈國号〉邦」や「大邦」「小邦」であったものが混在している可能性が主張できる。[42] さらに、

（1）梁伯は、その「國」を「益」して、新里と名付けたが、住民を誘致することができず、秦に奪われてしまった。（僖十八）。梁は秦との境界地帯に邑を設置して「國」の拡大を図ったのである。この「國」は都城たりえない。

（2）晋平公の発言に、晋は「國険而多馬」なりとある（昭四）。これに対する司馬侯の発言に「四嶽・三塗・陽城・大室・荊山・中南、九州之険也」とあるように、「険」は山岳をいい、従って「國険」の「國」は都城たりえない。

（3）楚霊王の「國有大城何如」なる下問に、申無宇は鄭の京・櫟、宋の蕭・亳、斉の渠丘、衛の蒲・戚などの事例を挙げている（昭十二）。この「國」もこれらの「大城」を含む王侯の全領域を指す。

これらの事例では「國」が諸侯の領域を指しており、従って、「邦」であった可能性を主張しうる。

しかしながら、「國」が単独で用いられる事例で、諸侯の領域を指すことを確言できるのはこの三例のみである。隱元「都城過百雉、國之害也、先王之制、大都不過参國之一、中五之一、小九之一、今京不度、非制也」において、「國」は諸侯の領域内の「都」と対比される、諸侯の都城を指すが、同様に解しうる「國」は枚挙の暇が無い。さらに「國人」に至っては、領域の住人一般を指すことを確言しうる材料は一つとしてない。

三

ところが、「都城」を指す「國」、その住人を指す「國人」は、西周期の材料には確認されない。西周金文では、「國」は一般に「或」に作る。後述の如く、「或」は広い領域を指す。このことを根拠に、「或」を「域」と解する説があるが、西周金文の「下或」「四或」を、春秋金文が「下國」（秦公鐘：集成二七〇）[3]「四國」（曾子遊鼎：集成二七五七。王孫誥鐘：文物一九八〇―一〇）に作ることは、「或」が「國」の初文であることを明示している。そもそも彔𢦏卣（ⅡB林二八二）。[4] 集成五四一九～五四二〇）「淮夷敢伐内國」にすでに「國」が見えている。これに対し、「或」が「域」であることは傍証をもたない。[5]

西周金文における「或」の用例としては、「東或」「南或」が西周期を通じて見える。中甗（集成九四九）「王令中先、省南或貫行、…史兄至、以王令曰、余令女史小大邦、…」では、「省南或」の具体的な内容が、「史（使）小大邦」と表現されており、「南或」が「小大邦」と汎称される複数の「邦」（諸侯國）を含む広い地域であったことがわかる。宜侯夨𣪘（ⅠB林一〇三。集成四三一〇）「□□武王成王伐商図、征省東或図、…」では、王（康王）が「省東或図」の途上、宜において虎侯夨を宜侯に封じ、「厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、厥□百又卅」を含む「土」を賜ったことが見える。すでに一定の広がりをもつ宜の領域を、「東或」はさらに包括するものだったことになる。

「或」をこうした広い領域と解すると、王（成王）が初めて成周に「遷宅」し、という書き出しをもつ𣄰尊（ⅠA林二三〇。集成六〇一四）に「隹武王既克大邑商、則廷告于天曰、余其宅茲中或」とある「中或」にしても、大邑商を含む殷の王畿、それを継承した成周を含む周の王畿を指すものとなろう。「或」は、邑（口）を軍事力（戈）で防衛する形象である。[6]「東或」「南或」はそれぞれ王畿から東方・南方にあたる周王朝の軍事的支配圏を指すものとなる。

西周晩期には、宗周鐘（ⅢB林三八五。集成二六〇）・毛公鼎（ⅢB林二九。集成二八四一）「四或」、禹鼎（ⅢB二八。集

成二八三三～二八三四）「下或」、毛公鼎「我或」などの語彙も出現する。「四或」はより古い「四方」と同義であろうし、「下或」は「天」に対する地上の意味である。「我或」とともに、「東或」「南或」に比べて抽象度の高い語彙だが、いずれにせよ広い領域を指す。

『詩』にも、西周金文のそれと同義とみなしうる「中國」（大雅民労・蕩・桑柔）・「南國」（大雅崧高・常武・小雅四月）・「四國」（大雅抑・崧高・江漢・小雅十月之交・雨無正・青蠅・曹風鳲鳩・下泉・豳風破斧）・「下國」（魯頌閟宮・商頌長発・殷武）のほか、「南國」・「東國」と一系列をなす「北國」（大雅韓奕）が見え、さらに「王國」（大雅文王・江漢・小雅六月）が見える。

西周金文と比べて注目されるのは、大雅烝民・瞻卬・魯頌閟宮に「邦國」が成語として現れていることである。金文の「東或」「南或」などが多くの「邦」を包括する広域であったのに対し、その「邦」を「邦國」と称するようになっているわけであり、「國」の縮小である。大雅・小雅には「國」を単独で用いることも見えるようになっているが、大雅桑柔「靡國不泯」・大雅韓奕「靡國不到」など多数の「國」の存在を前提とする表現や、あるいは、大雅皇矣「維此二國」「維彼四國」の如く特定のいくつかの「國」を指示する表現も見えるようになっており、これらの「國」も「邦國」を指すものと判断される。さらに大雅常武「濯征徐國」の如く、「〈國号〉國」が出現するに至っている。

「邦國」なる語彙の出現にも認められるように、『詩』の段階における「國」の縮小は、実は、大雅召旻に「今也日蹙國百里」と甚だ直接的な表現で語られているのだが、「國」がただちに都城にまで縮小したわけではない。魏風碩鼠が「適彼楽土」「適彼楽國」「適彼楽郊」をこの順番に置くことから、「國」の境界は「土」「郊」の中間に位置することになる。「邦國」という時の「國」はこのように諸侯国の都城を中心に「郊」、さらにその外側を含む一定の領域を指すものとなろう。

実は、一定の領域を指す「國」は『左伝』にもその痕跡を留めている。隠五に次のようにある。すなわち、宋が邾

の田を取った。邾は鄭に訴えた。鄭は王師を率いて邾に会して宋を伐ち、その「郛」に入った。魯隠公は援軍を出そうとしたが、宋の使者が「未及國」と偽ったことを怒り、援軍を取り止めた、というものである。この「國」は「邦」ではない。「未及邦」なら開戦以前であり、宋が魯に使者を派することはない。また都城でもない。ここの記述では、「郛」が都城の城壁（外城）を指すのであり、これをわざわざ「國」に言い換えることには必然性を見出せない。都城の外の一定の領域（防衛圏）を指すものと解して、はじめて「未及國」の偽りが際立つであろう。

邶風擊鼓「土國城漕」の鄭箋「或役土功於國、或脩理漕城」に従うならば、漕邑などの邑を除く、衛の都城そのものが「國」と称されるに至っている。『左伝』に習見するような都城としての「國」、いわば春秋的「國」は春秋初期にようやくその存在を確言できることになる。

四

西周晩期から春秋初期にかけて、「東或」「南或」などの大領域から「邦國」の小領域を経て都城としての「國」に至るという、「國」の一面における縮小が認められるわけだが、これは、「國」「或」の軍事的支配圏という原義を想起すれば、最終的に都城そのものに収束される防衛力の集約過程とみなしうる。この場合、都城そのものの強化に加えて、領域内の軍事力、すなわち兵員となりうる社会層の都城への集住という今一つの側面が想定されよう。果たして、中原のいくつかの國においては、西周晩期～春秋初期において、都城の再構築やその住人の再編成が認められる。

（1）斉は太公が営丘に都城を築いた。のち、周王朝が哀公を殺して胡公を立てると、胡公は薄姑に都城を徙した。献公はその党与とともに「営丘人」を率いて胡公を攻殺して自立し（前八五九）[7]、都城を臨淄に徙した（『史記』斉世

家)。斉の領域内において、営丘が都城たる薄姑に対抗しうる軍事力を結集しえたのである。兵員たるべき社会層がなお都城に集住していなかったことになる。斉では以後、都城に拮抗する大都は認められない。兵員たるべき社会層の臨淄への集中が窺われる。営丘につき、『史記正義』斉世家引『括地志』に「営丘在青州臨淄北百歩外城中」とある。臨淄はいわば営丘が増築されたものである。都城の住人が増加し、営丘が手狭になったのであろう。営丘の旧住人に、薄姑の住人のうち献公に帰順したものなどが加わり、以後の斉の「國人」が編成されたものである。

(2) 魯では幽公弑殺、魏公擁立(前九七五)以後、考公・煬公の子孫が交互に即位する特異な公位継承が続いた。煬公の子孫武公は前八一六年、周宣王の支持を得て王統の一元化を図り、子の懿公が即位した。前八〇七年、考公の子孫伯御が懿公を弑殺し自立したが、前七九六年、周宣王が伯御を殺し、懿公の弟孝公を擁立した。[8] この過程で、支配層以下の都城の住人は粛清などで再編成を余儀なくされたに相違ない。曲阜魯國故城が西周末期以降に築城されたという考古学的所見[9]に従うならば、曲阜築城は、孝公擁立を契機として開始されたものであったと思われる。孝公擁立の経緯は、『國語』周語上に見えるが、孝公を推した樊穆仲すなわち仲山甫は、『詩』大雅烝民「王命仲山甫、城彼東方」に見える。下文の「仲山甫徂斉」から、毛伝は「東方」を斉と解するが、魯の初封を謡った魯頌閟宮に「乃命魯公、俾侯于東」とあるように、「東方」は広く「東或」を指す。斉献公が胡公打倒ののち臨淄を築城したのと同様に、伯御討滅を契機に曲阜の増築が行われたものであろう。

(3) 西周王朝は関中の宗周、中原の成周など複数の都城を有していた。幽王敗滅(前七七一)後、関中の王子余臣(携王)・成周の王子友(鄭桓公)・申の王子宜臼(平王)が鼎立するが、とりわけ前二者の対立は、西周王朝の軍事力の分散を反映する。鄭桓公死後、武公は晋文侯の圧迫で平王に降り、前七六〇年、晋文侯は王子余臣を滅ぼす。かくして三王鼎立は、平王のもとに解消されるが、前七四六年の晋文侯卒後、晋が内乱に陥った結果、関中は戎に制圧されてしまう。鄭の主導下に平王の洛陽奠都が実現するのは前七三八年以降のことである。[10] ここに、周王朝の都

城は洛陽に一元化される。『左伝』所見の周王朝の支配層のうち、召氏・単氏などは西周金文にも見えるが、関中にあったこれら支配層が三〇年以上の混乱を経たのち、洛陽に結集し、春秋周の「國人」の中核を編成することになる。

（4）司徒として成周にあった王子友は、幽王敗滅を予見し、虢・鄶に「孥」「賄」を寄託した。幽王敗滅の後、虢・鄶が「孥」「賄」を横領したことを口実に、王子友は「成周之衆」を率いて前七六九年に鄶を、前七六七年に虢を滅ぼし、鄭父之丘に都城を創設した。創設された都城なのであるから、その住人は関中の鄭邑から桓公に従って東遷したもの、「成周之衆」「東土之人」など雑多な由来をもつものがこの時点で結集されたものである。[11] 急速に構築された領域内には、なお軍事力を擁する大都が残存し、前七二二年、[12] 京邑を拠点とする大叔段の乱が起こり、前六九七年には都城より追放された厲公が櫟邑に拠って都城に対峙し、前六八〇年に復辟を果たしている。これ以後、鄭の領域内に都城に対峙する大都は見えず、この時点で、都城への軍事力集中がようやく達成されたものである。

（5）前七四六年、晋文侯が卒して昭侯が立つが、文侯の弟桓叔を擁立する勢力との間で「乱」となり、桓叔を曲沃に封ずることで一応妥結した。前七三九年、昭侯弑殺を契機に晋の都城たる翼と曲沃の間で内乱が勃発する。曲沃が都城に対峙する軍事力を結集しえたのである。この内乱は、前六七九年、武公が晋侯緡を滅ぼすことでようやく収束する。前六七七年に立った献公は、前六六八年、都城たる絳を築城している。

これらはおおむね内乱を直接の動機とするものだが、より一般的な背景としては、支配層の人口増の結果、西周王朝の支配体制を支えてきた邑田の分配が限界に達したことを挙げ得よう。西周晩期にすでに王朝・邦國における相続の混乱が認められるのは、このような支配体制の限界を示すものである。邑田不足の解消には、過剰な支配層の一部を解体してその権益を再分配することが先ずは有効であり、内乱はその好機である。一方で、晋の曲沃桓叔や鄭の京城大叔の如き大都の創設も、支配層の一部を分離移封することで、緊張緩和を図ったものといえる。しかしながら、都城・大都の競合が速やかに発生した結果、一過的な彌縫策に終わらざるを得なかったのである。都城と軍事的に拮

抗しうるような大都が、春秋初期までで見えなくなるのは、軍役の代償に邑田を保有する特権が、都城の住人に高度に集中されたことを意味する。すなわち、春秋的な「國」および「國人」の発生である。

上掲の事例以外にも、衛が狄に滅ぼされて黄河以南に遷徙し、もとの都城の住人たる「衛之遺民男女七百有三十人」に、「共・滕之民」を加えて五千人とし、國の再建を図った（前六六〇）などは、少なくとも春秋初期までの「國人」がより一般的にこのように容易に再編成されうる存在であったことを示唆するものである。

軍事力の集中は都城の強化と相まって防衛力を高め、大規模な軍事力の機動的な運用を容易にする。これが諸侯國の支配、すなわち都城による領域の支配を安定化したことはいうまでもない。

中原における都城としての「國」の形成は『左伝』の記述の始まるころにはすでにほぼ完了しているが、長江流域では、この過程はより緩慢に進行した模様である。楚の令尹子常は呉との慢性的紛争に対応して郢に築城した。その際の沈尹戌の発言に次のようにある。

古者天子守在四夷、天子卑、守在諸侯、諸侯守在四隣、諸侯卑、守在四竟、慎其四竟、結其四援、民狎其野、三務成功、民無内憂而又無外懼、國焉用城、（『左伝』昭二十三）

これ以前にも郢に城郭がなかったわけではないが、人口すなわち邦國の密度が低い長江流域において、楚は早くから強盛を誇っており、都城の防衛力に依存する必要が中原に比べて希薄だったのである。斉桓公が中原諸侯を率いて侵攻した際の、楚の屈完の「楚國方城以為城、漢水以為池」（僖四）なる発言も、中原と比較した場合の楚の独自な防衛観念を明示するものである。

兵員の都城への集住についても、楚はやはり独自の様相を呈している。上掲の沈尹戌の発言では郢を「國」と称しているが、一方で、昭十四に、楚平王が然丹に「上國」の兵を宗丘で簡せしめ、屈罷に「東國」の兵を召陵で簡せしめたとある。都城たる「國」とは別に、都城の西方（上流）・東方（下流）それぞれの一定の地域を「上國」「東國」

と称し、兵員たるべき社会層はそれらの地域に散居していたのである。のちに呉が郢を攻略した際（定四）には、十一月庚午07の柏挙の戦ののち、己卯16には楚昭王が出奔し、庚辰17には呉軍が入城している。郢の防衛力のこのような脆弱さは、兵員が都城に集住していなかったことを示唆する。

五

春秋的「國」の諸侯國における軍事的優位は、領域内の邑から兵員が徴発されるようになった春秋晩期より、すでに低下しつつあったが、「國人」の政治社会的優位はなお継続した模様であり、『孟子』梁恵王下の、「左右」「諸大夫」の意見だけでなく「國人」の総意に従うべしとする議論はそのことを踏まえている。「國人」の総意を得てはじめて誅殺する、「故曰國人殺之也」とあるのは、隠四「衛人殺州吁于濮」の如き、『春秋』の記述を踏まえたものである。このような比喩が成り立ちうる程度に、「國人」はなお実体を有していたわけだが、これが最後の事例であって、前三世紀に入るころまでには、春秋的「國」はその実体を完全に喪失したものといってよい。

「邦」「國」通用はすでに『詩』の「邦國」なる成語や「國」を「邦國」の意味で用いることにその端緒を求め得よう。中甗・駒父盨蓋（集成四四六四）「小大邦」に対する、『詩』商頌長発「外大國是彊」「受小國是達、受大國是達」・『論語』先進「大國」なる表現や、『儀礼』覲礼「同姓大国則曰伯父、其異姓則曰伯舅、同姓小邦則曰叔父、其異姓小邦則曰叔舅」が「大國」「小邦」を並べる事例などは、「邦」「國」通用の実例である。「邦國」なる成語は『周礼』に多見することから、戦國晩期にも盛んに用いられていた模様である。前漢初年に「邦」を避諱して「國」が代用されるようになったのは、こうした実態を踏まえたものに他ならない。

① 『礼記』：檀弓1・月令1・文王世子2・楽記1（引詩）・孔子閒居1・大学2（引詩）。『大戴礼』：朝事2。『春秋経』：斉國氏18。

② 枚数の都合上、用例を挙げることは割愛する。

③ 『殷周金文集成』（文物出版社、一九八四～九四）に収録されているものについては、その番号をこのように附記する。それ以外のものは雑誌名と刊号を附記する。

④ 林巳奈夫『殷周青銅器の研究―殷周青銅器綜覧一』（吉川弘文館、一九八四）に断代が示されている場合は、その断代と図版の頁数をこのように附記する。

⑤ 大西克也「「國」の誕生―出土資料における「或」系字の字義の変遷―」（郭店楚簡研究会編『楚地出土資料と中国古代文化』、汲古書院、二〇〇二）は、西周期から戦国期に至る「或」系字によって表された概念が「國」（国家）よりも「域」（地域、領域）と近接することを主張するものだが、国家、地域・領域なる後代的な概念を「國」「域」に固定的に付与した上で、どちらに近いかといった議論は不可解である。

⑥ 白川静『字訓』（平凡社、一九八七）

⑦ 『史記』十二諸侯年表に共和元年（前八四一）を武公十年とするので、武公元年は前八五〇年、斉世家に献公の年数を九年とするので、献公元年は前八五九年となる。以下、『史記』に基づく年次は出典を注記しない。なお、哀公烹殺を『史記正義』周本紀引『古本竹書紀年』「三年、致諸侯、烹哀公于鼎」は夷王三年とするが、『今本竹書紀年』の夷王三年も前八五九年となる。夷王三年が他国の年代記から推算されたもので、前八五九年なる絶対年代が正しいとすると、哀公烹殺から献公即位までの一連の事件はみな前八五九年にあったことになる。

⑧ 拙稿「先秦王侯系譜考」（『立命館文学』五六五、二〇〇〇）参照。

⑨ 飯島武次『中国周文化考古学研究』（同成社、一九九八）は曲阜魯国故城の1区T六〇二～T六〇四城壁を「西周5期」、三二区T二〇五～T二〇七および三〇区北側T五〇二・T五〇五城壁を「春秋時代以降」とする。

⑩ 拙稿「周室東遷考」（『東洋学報』七一―三／四、一九九〇）参照。

⑪ 同上。

⑫ 『左伝』隠元。以下、『左伝』に基づく年次は出典を注記しない。

（本学文学部教授）